

令和元年 12 月 20 日

日向市議会議長 黒木 高広 様

提出者 総務政策常任委員
委員長 近藤 勝久



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第 7 号 「労働者協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書 (案)

「労働者協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

我が国では、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。

その一方で、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルに応じた働き方へのニーズが高まっており、地域の課題解決と多様な働き方に対応した労働環境の整備が求められている。

こうした状況の中、労働者自らが出資し、事業を運営し、介護や子育て等の地域ニーズに応じた事業に取り組む労働者の協同組合に係る新たな法人制度の創設を求める声が高まっている。

欧米を始めとして、先進諸国には協同労働の協同組合が法制度として整備されているが、我が国には法的根拠がないため、企業組合法人や特定非営利活動法人などの法人格を便宜的に活用せざるを得ず、社会的理解が十分に得られない中で事業活動を強いられている。

現在、政府が掲げている「一億総活躍社会」、「地域共生社会の実現」、「まち・ひと・しごと創生」などの課題に応える協同組合組織として、国会では「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、また超党派の「協同組合振興研究議員連盟」において、協同労働の協同組合の法制化に関する検討が開始されている。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そしてその働き方が「ディーセントワーク」（働きがいのある、人間らしい仕事）であるような就労機会の創出をめざし、持続可能な地域づくりに貢献する「労働者協同組合法（仮称）」の速やかな法整備を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日
日向市議会